

ボーイスカウト蓮田第3団表彰規程

令和3年5月23日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、ボーイスカウト蓮田第3団が行う表彰に関して必要な事項を定めるものとする。

(被表彰者)

第2条 表彰を受けるものは、個人又は法人等とする。

(表彰の種類)

第3条 表彰の種類は、次のとおりとする。なお、必要と認めるときは、記念品を併せて贈ることができる。

- (1) 表彰状は、顕著な功績のあった当団指導者又は育成会役員に授与する。
- (2) 感謝状は、当団に対し顕著な功績を有し、感謝の意を表するものに贈呈する。

(表彰の基準)

第4条 表彰状授与の基準は、次による。

- (1) 10年表彰 当団において指導者としてボーイスカウト日本連盟に加盟登録した期間（以下「登録期間」という。）及び当団育成会役員の期間（以下「役員期間」という。）が、通算して10年を超え、顕著な功績のあった者
- (2) 20年表彰 登録期間及び役員期間が、通算して20年を超え、顕著な功績のあった者
- (3) 30年表彰 登録期間及び役員期間が、通算して30年を超え、顕著な功績のあった者
- (4) 40年表彰 登録期間及び役員期間が、通算して40年を超え、顕著な功績のあった者
- (5) 50年表彰 登録期間及び役員期間が、通算して50年を超え、顕著な功績のあった者

2 感謝状贈呈の基準は、次による。

- (1) 当団を退団した指導者及び育成会役員が、登録期間及び役員期間を通算して5年を超え、顕著な功績のあった者
- (2) その他当団に対し顕著な功績を有したもの

(表彰の取消し)

第5条 表彰を受けた当団指導者及び育成会役員が、本人の責によりその名誉を失墜したときは、その表彰を取り消すことができる。

(被表彰者の決定)

第6条 被表彰者は、育成会長、副育成会長、事務局長及び理事が協議し、表彰の基準を満たすものから決定する。

(その他)

第7条 その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年5月23日から施行する。